

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

改正案	現行
<p>金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件</p> <p>（金融庁長官が定める場合）</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合（自己資本の充実の状況に係る場合に限る。）は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する場合とする。</p> <p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>254 (略)</p>	<p>金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件</p> <p>（金融庁長官が定める場合）</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する場合とする。</p> <p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>254 (略)</p>

5 会社グループにおける第一号の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 金融機関等(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。)

ロ 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。)の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。)

ニ 法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場(次号及び第八号において「金融商品市場等」という。)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(

5 会社グループにおける第一号の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 金融機関等(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。)

ロ 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。)の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。)

ニ 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場(次号及び第八号において「金融商品市場等」という。)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したア

法的に有効な相對ネットイング契約の効果を勘案できるものと  
し、零を下回らないものに限る。」

三〇六 (略)

七 直前に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（  
法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の  
年間の合計額

八〇十二 (略)

(中間事業年度の記載事項)

第四条 前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の  
規定は、当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年  
度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における自己資本の  
充実の状況を記載した書面について準用する。この場合において、  
同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて  
準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」と  
あるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の  
定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及び  
これらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目  
の額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第  
三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「  
第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」  
と、同項第二号中「をいう。」第五号第一項第七号において同じ。  
」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」

ドオンの額(法的に有効な相對ネットイング契約の効果を勘案  
できるものとし、零を下回らないものに限る。)

三〇六 (略)

七 直前に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（  
金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受け  
をいう。）の年間の合計額

八〇十二 (略)

(中間事業年度の記載事項)

第四条 前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の  
規定は、当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年  
度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における経営の健全  
性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同  
条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準  
用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあ  
るのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定  
性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及びこ  
れらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目の  
額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第三  
条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第  
四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と  
、同項第二号中「をいう。」第五号第一項第七号において同じ。」「  
とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」と

とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一十一 (略)

2 (略)

3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

あるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、経営の健全性の状況を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一十一 (略)

2 (略)

3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。